

プレ公示案件への質問回答

【競争参加者様へ：留意点】

プレ公示段階での質問回答での回答内容は、企画競争説明書／入札説明書の段階で変更の可能性があります。

2024年1月11日 更新

公示予定日	調達管理番号	案件名	担当部・課	質問内容	回答	回答日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	業務主任者の想定号数及び業務管理グループ・若手加給制度の適用予定についてご教示ください。	適用します。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	採択企業へのビジネス化支援を実施するとのことですが、採択企業とは、現在の中小企業・SDGsビジネス支援事業に将来採択される企業を意味しているのでしょうか。若しくは別途、ウクライナに特化した民間連携事業等が計画されているのでしょうか。	ウクライナの普及・復興に資する民間連携事業を実施予定ですが、その内容は中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度・内容をベースに形成しています。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	本業務で支援対象となる企業の規模・特性（大企業、中小企業、スタートアップ等）及びセクターには、何らかの想定はございますでしょうか。	・ウクライナに進出可能性のある企業であれば、最低限の条件を満たしていれば規模、特性を限定せずに募集する予定です。 ・セクターは採択企業の提案に基づくため、多岐にわたる予定です。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	・本件業務は、コロナ禍中に実施していた「途上国における民間技術の活用可能性調査」のウクライナ版のようなイメージか、それとも現在実施中の「中小企業・SDGsビジネスの効果的実施による各分野の課題解決推進に係る調査」のようなもので対象国をウクライナに特化したものとなるのか？	・後者をイメージいただけましたら幸いです。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	・本件業務で対象とする分野は、現在実施中の復興支援業務と関連する分野を対象とするのか、もしくは特に分野の制限はなくウクライナ進出を目指す日本企業の提案する事業分野に応じて対象分野が特定されるのか、いずれの考え方となるのか？	・現在実施中の案件に限らず、ウクライナの復旧・復興や経済復興に資するビジネスをウクライナで展開することを目指す日本企業の提案を採択するため、採択段階で対象分野を特定していくことを想定しています。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	・採択企業のビジネス化支援とあるが、何社程度の支援を想定しているか、また、採択企業への支援は現地調査（隣国渡航）も含むか？	・10社程度を予定しています。ウクライナへの渡航はできませんが、第三国への渡航は含みます。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）	中東・欧州部 ウクライナ支援室	・留意事項に、「並行して別事業による普及・実証事業の実施を予定」とあるが、本件業務の履行期限内に普及・実証事業を完了する想定か、また、本件業務の受注者が普及・実証事業の実施支援も行うことになるのか？	・まだ採択されていないため詳細は未定ですが、時期的には本事業と並走する別事業が実施される可能性があります。また、普及・実証事業の受注者について、現時点では本受注者と随意契約を契約する予定はありません。	2024年1月11日
2024/1/17	23a00861000000	ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査	中東・欧州部 ウクライナ支援室	・本事業内のマイルストーンをご教示ください ・貴機構が想定される本事業の定量的・定性的な達成目標をご教示ください	・二つの質問の回答となりますが、このタイミングというものはなく、できるだけ早く、採択された提案のうち、より多くの日本企業がウクライナ企業のパートナーを見つけ、現地での事業を開始できることを目指しています。	2024年1月11日